

公立大学法人大阪 大阪公立大学工業高等専門学校
フルタイム有期雇用職員（技術教育支援センター） 募集要項

令和 8 年 10 月

1. 採用予定日

令和 8 年 10 月 1 日以降各月 1 日付

※採用月については応相談可

2. 採用予定人数

2 名

3. 業務内容

以下の業務に従事していただきます。

(1) 機械系実験実習に関する授業等の技術教育支援業務（責任者は担当教員）

- ・ 実験及び実習における機械加工の技術指導
- ・ 基礎研究及び卒業研究における機械加工の技術指導
- ・ 実験室、実習室等の整備及び備品の維持管理
- ・ 実習工場における準備、後片付け
- ・ 学生の実習工場で行う作業に関しての技術指導・安全管理
- ・ 実習工場施設、工作機械等の設備保守、工具・備品等の維持管理

(2) 学校行事（文化祭、入試）・その他の支援業務

(3) 他分野の実験実習に関する技術教育支援の補助業務

(4) 校務分掌業務

4. 応募資格

- ・ 機械操作（フライス盤、旋盤、ボール盤など）の操作ができること。
- ・ パソコン（メール、エクセルなど）の PC 操作ができること。

5. 雇用期間

令和 8 年 10 月 1 日以降各月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（雇用契約の更新の可能性あり）

※年度単位による契約。

6. 勤務地

公立大学法人大阪 大阪公立大学工業高等専門学校(勤務地の変更範囲 :法人の定める事業場)
寝屋川市幸町 2 6 - 1 2 京阪本線 寝屋川市駅より徒歩 15 分

※ただし、例外的に、組織の改編、業務の廃止又は移管があった場合などには、上記の勤務地以外の勤務地に異動となる場合があります。

※本校は 2027 年（令和 9 年）4 月から現大阪公立大学なかもずキャンパス（堺市中区学園町 1 番 1 号）に移転しますので、その際は勤務地が変更となります。

7. 勤務条件等（令和 8 年 10 月現在 変更される場合があります）

(1) 勤 務 日：週 5 日（月曜日～金曜日） 土日祝・年末年始（12/29～1/3）は休日

(2) 勤 務 時 間：

原則 8:45～17:15（休憩 45 分） 実働 7 時間 45 分勤務

※時間外勤務を命じることがあります。

※上記の勤務時間以外において、実働 7 時間 45 分勤務の場合もあります

※行事開催等に伴い、休日を原則当該週の別の日に振り替えることがあります。

(3) 休 暇：年次有給休暇、特別休暇（夏季、出産、看護、介護等）
就業規則に基づき付与

(4) 給 与：月給 194, 500 円

※このほか、通勤手当（定期乗車券代により支給、1 月あたり 150, 000 円上限）、時間外勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれの条件に応じて支給します。

(5) 社会保険等：健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険

8. 申し込み方法

(1) 応募書類・提出方法

次の書類①～④を角型 2 号封筒（33×24 cm程度）に入れ、封書の表側左下に「フルタイム有期雇用職員（技術教育支援センター）」と朱書きのうえ、必ず特定記録郵便で郵送してください。

① 有期雇用職員 採用申込書（履歴書） 《様式指定》

※本法人ホームページの以下の場所より、「有期雇用職員（寝屋川）採用申込書」のデータをダウンロードして作成してください。

https://www.upc-osaka.ac.jp/recruit/staff/job/upc_staff/fixed-term-employees/

② 自己PR書 《A 4 サイズ・様式自由》

志望動機、業務に活かせると思う資格・能力・知識や得意分野などについて記述してください。

③ 〔職務経験がある場合〕職務経歴書 《A 4 サイズ・様式自由》

どのような業務を行っていたのか具体的に分かるように記述してください。

④ 誓約書 《様式指定》

※本法人ホームページの以下の場所より、「誓約書」の様式データをダウンロードして署名してください。

https://www.upc-osaka.ac.jp/recruit/staff/job/upc_staff/fixed-term-employees/

(2) 申込み先・問合せ先

〒572-8572 大阪府寝屋川市幸町 2 6 - 1 2

公立大学法人大阪 大阪公立大学工業高等専門学校

高専事務部総務課 採用担当 宛 （担当：木村）

TEL：072-821-6401

9. 選考方法

書類選考及び面接試験

・書類選考の合格者には面接試験の案内を送付します。

※面接日については、書類選考後、ご連絡します。

10. こども性暴力防止法への対応

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）において、大阪公立大学工業高等専門学校（以下「高専」といいます。）が法定事業者となります。

高専の特定の業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は（別紙）参照条文をご参照ください。

11. その他

- (1) 合格後においても、次の場合には合格または採用予定を取り消すことがあります。
 - a. 応募資格がないこと、または書類記載事項が正しくないことなどが明らかになった場合
 - b. 採用予定日からの就業が困難な健康状態であることが明らかになった場合
 - c. その他職員としての適格性を欠くことが明らかになった場合
- (2) 採用選考において収集した個人情報は、採用選考の円滑な遂行のために用い、「個人情報保護法に関する法律」及び「公立大学法人大阪における個人情報の取扱い及び管理に関する規程」に基づき適正に管理します。
 - a. 応募書類はこの選考にのみ使用します。但し、合格者の履歴書記載事項については、採用後の事務手続き等に使用することがあります。
 - b. 応募書類は返却しませんが、一定期間保存したのち責任を持って処分します。

（別紙）参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。